

仕 様 書

1 業務名

令和 7 年度札幌市災害時物資供給実動訓練会場設営及び撤収業務

2 業務概要

受託者は、札幌市東区で実施する「令和 7 年度札幌市災害時物資供給実動訓練（以下、「訓練」という。）」に係る下記の業務を委託者及び施設管理者等と連携・調整しながら行うものである。

3 訓練概要

(1) 日時

令和 7 年 11 月 7 日（金） 午前 9 時～正午（予定）

(2) 会場

札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム つどーむ（以下、「つどーむ」という。）

(3) 内容

札幌市災害時物資供給マニュアル」（令和 7 年 3 月策定）を基に、物資集積拠点開設から供給までの手順を確認する実動訓練を実施し、協定締結事業者や関係行政機関と実効性のある連携体制を構築する。

(4) 訓練参加者

学識経験者、輸送事業者、小売事業者、業界団体、関係行政機関、道路管理者等

3 業務実施期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで。

4 業務内容

(1) 統括責任者の設置

受託者は本業務に係る統括責任者を 1 名設置し、委託者に報告するとともに、本業務に係る必要な人員を手配及び確保すること。

なお、やむを得ない事情により統括責任者が変更となる場合については、別の者を統括責任者として設置することを認めるが、これに当たっては十分な引継ぎ等を行い、業務に支障のないように調整を行うこと。

(2) 訓練会場設営

受託者は、事前に、委託者及びつどーむの施設管理者と十分協議した上で、令和 7 年 11 月 6 日（木）の午後 1 時から午後 9 時までの間、つどーむの屋内グラウンドについて、人工芝を保護するため、PP 板等の養生作業等を行う。養生が必要なエリアは別紙 1 のとおりである。

養生作業については、つどーむ内に保管している資機材（別紙 2）の他、必要に応じて受託者で用意した資機材を使用し行うこと。

また、屋内グラウンド内の床部分にグレーチングが設置されているため、該当部分の上部は養生しないこと。ただし、搬入口付近のグレーチングについては、車両による破損防止のため、PP 板を用いて養生すること。

なお、養生にあたっては、屋内グラウンドの舗装等を破損させないように、下記のように対策を行うこと。

- ・人工芝上をフォークリフトで走行する際は、急ブレーキ・急ハンドルを避ける。(人工芝に焦げ跡ができてしまうため)
- ・ターポリンシートを用いて養生をした場合、シート上を車両で走行するとシートがずれることがあるため、通行量の多い箇所はテープ等で固定する。
- ・別紙1以外のエリアについても、車両やロールボックス等の重量物(人工芝上に跡が残る可能性がある備品等)を一時的に保管する予定のある箇所は、委託者の指示により、PP板で養生を行う。

この他、実動訓練の見学席として、長机と椅子の設置を行うこと。長机30台及び椅子90脚については、委託者が別途、施設管理者から借用する。なお、見学席の設置にあたっては、つどーむ内に保管しているターポリンシート等を使い、養生を行うこと。

(3) 交通整理(訓練時)

訓練開始前(午前8時頃)から訓練終了(正午頃)までの間、訓練参加事業者の車両や訓練で使用するトラック等について、駐車場への誘導及び交通整理等を行う。誘導スタッフの配置については、別紙3のとおり。なお、詳細については、契約後に打合せを行う。

訓練中に使用しない車両(自家用車等)については、つどーむ駐車場の所定エリアに誘導するとともに、出入車両及び駐車場内歩行者の円滑な安全誘導を行うこと。

また、歩道横断者及び通行車両の安全確保、交通事故発生時における処置、緊急車両の誘導等も配慮すること。

(4) 訓練会場撤収

受託者は、令和7年11月7日(金)の訓練終了後、午後5時までの間、養生したPP板や見学席等の撤収作業、アリーナ内の清掃(ゴミや汚れなどが無いかの確認)を行う。

資機材の撤収及び会場の原状復帰を実施し、作成した看板等については市内指定場所へ搬出・搬入すること。また、つどーむ内に保管している資機材については、所定の場所に返却すること。

なお、訓練で発生したゴミ、残置物等はすべて収集し、適切に廃棄処理等を実施すること。

(5) 会場案内看板作成

受託者は、訓練当日の案内看板のデザイン作成、設置及び撤去を行う。

看板のデザインについては、委託者と十分協議のうえ、作成するとともに、必要な場所に設置すること。

看板等の設置においては、強風時の転倒防止対策を行うこと。

- ・看板の想定サイズ等：板面アルミ複合版 W600×H1,800程度 足付

5 成果品

業務完了時は、写真等を用いて業務の詳細が分かる業務完了報告書を作成し、令和7年11月28日(金)までに完了届とともに委託者に提出すること。

6 注意事項等

- (1) 荒天や災害等により防災訓練が中止となった場合には、中止決定時間等により、委託者、受託者協議のうえ、委託料を減ずるものとする。

なお、その際には、中止決定時の設置業務の進捗状況等により、受託者が実際に

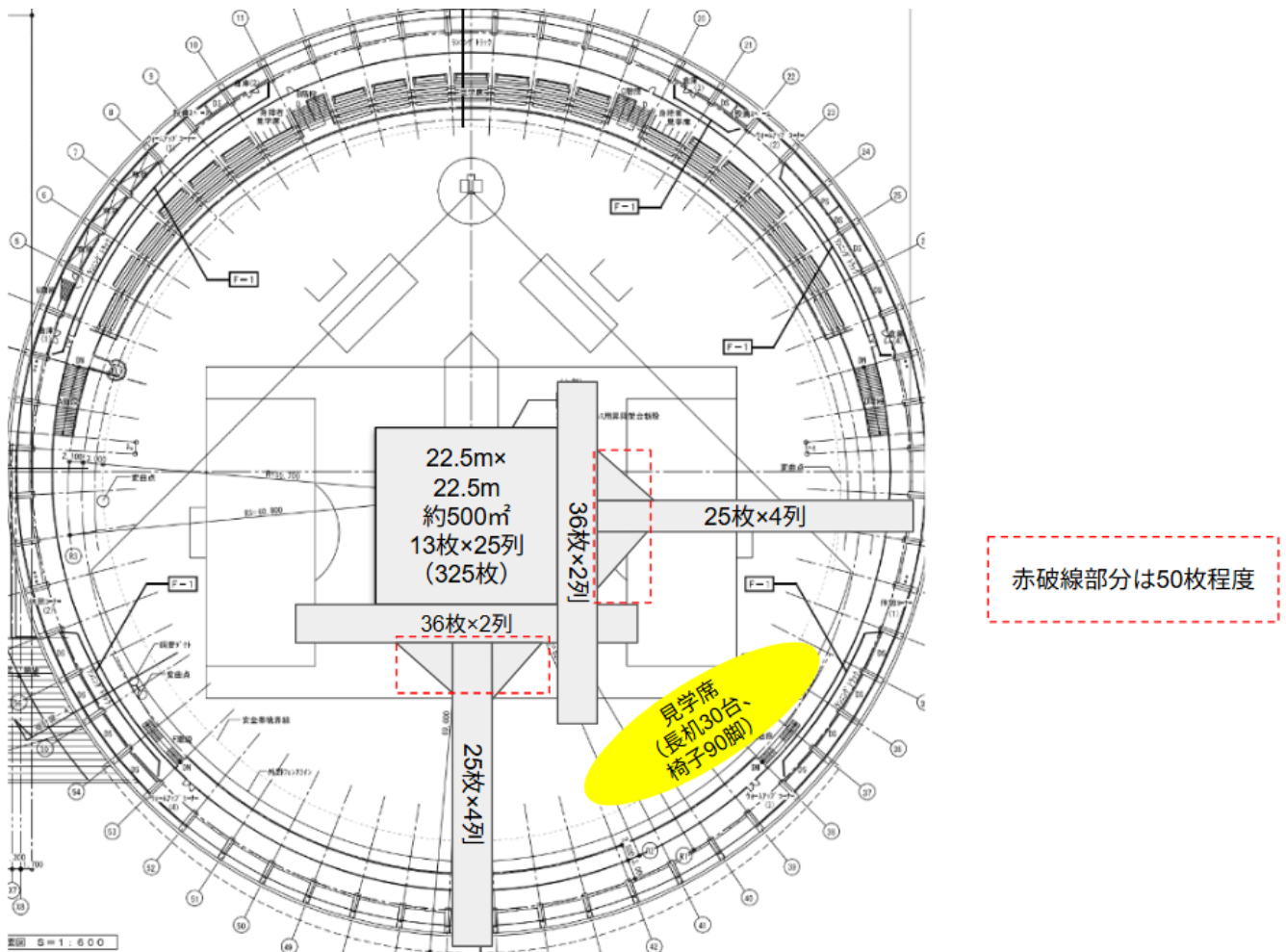
当該業務の履行に要した費用等を参考に協議を行うこととする。

- (2) 受託者は、作業及び搬送中における施設、器物の破損、汚損、紛失、盗難及び人的負傷等のないよう十分な作業管理を行うこと。
- (3) 上記(2)の障害・事故等による損害が生じたときは、それを補償すること。
- (4) 業務履行期間中に受託者の瑕疵等により何らかの障害・事故等が発生した場合は、必要な措置を提案し、委託者の了解、指示のもと、受託者の責任及び負担において速やかに復旧措置を行うこと。
- (5) 訓練内容の変更等により、必要資器材が増減した場合は、委託者と協議のうえ、必要資器材を調達すること。
- (6) 当該業務全般については、会場の広さや危険箇所など会場を熟知する必要があることから、下見等を重ね、専門的な知識を持って、業務を実施すること。
- (7) 受託者は業務従事者に対し、使用者として各種労働関係法令を遵守し、経験、技能、責任などに応じた適切な水準の賃金を支払い、雇用環境の維持向上に努めること。
- (8) 事前に委託者、施設管理者及び上記訓練運営支援業務委託者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）等と十分な打合せや現地見学を行うとともに、疑義が生じた場合には委託者と受託者が協議し決定すること。
- (9) つど一む内における運搬用の台車、養生資材等の必要資機材については、別紙2に記載されている資機材以外は、受託者が準備すること。
- (10) 車両の規模及び従事人員は、本仕様書に併せ適正なものとし、搬送時間について、厳守すること。
- (11) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ごみの減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

【札幌市危機管理局 担当：岡部・山口 TEL211-3062】

【別紙1】養生エリアについて

- 養生が必要なエリアは下記レイアウトのとおり
- 2～4 tトラックが屋内グラウンドに進入できるよう、トラックの動線（テキストボックスで囲んだ部分）について、養生を行うこと。
- 中央の物資保管スペースについては、トラックではなく、ロールボックス、フォークリフトやハンドリフト等の資機材を使用する予定である。
- 必要に応じて、車両やロールボックス等の重量物（人工芝上に跡が残る可能性がある備品等）を一時的に保管する予定のある箇所についても、PP板で養生を行う。
- 養生エリアについては、打合せの結果や安全配慮の観点等によって、レイアウト等が変更となる場合がある。



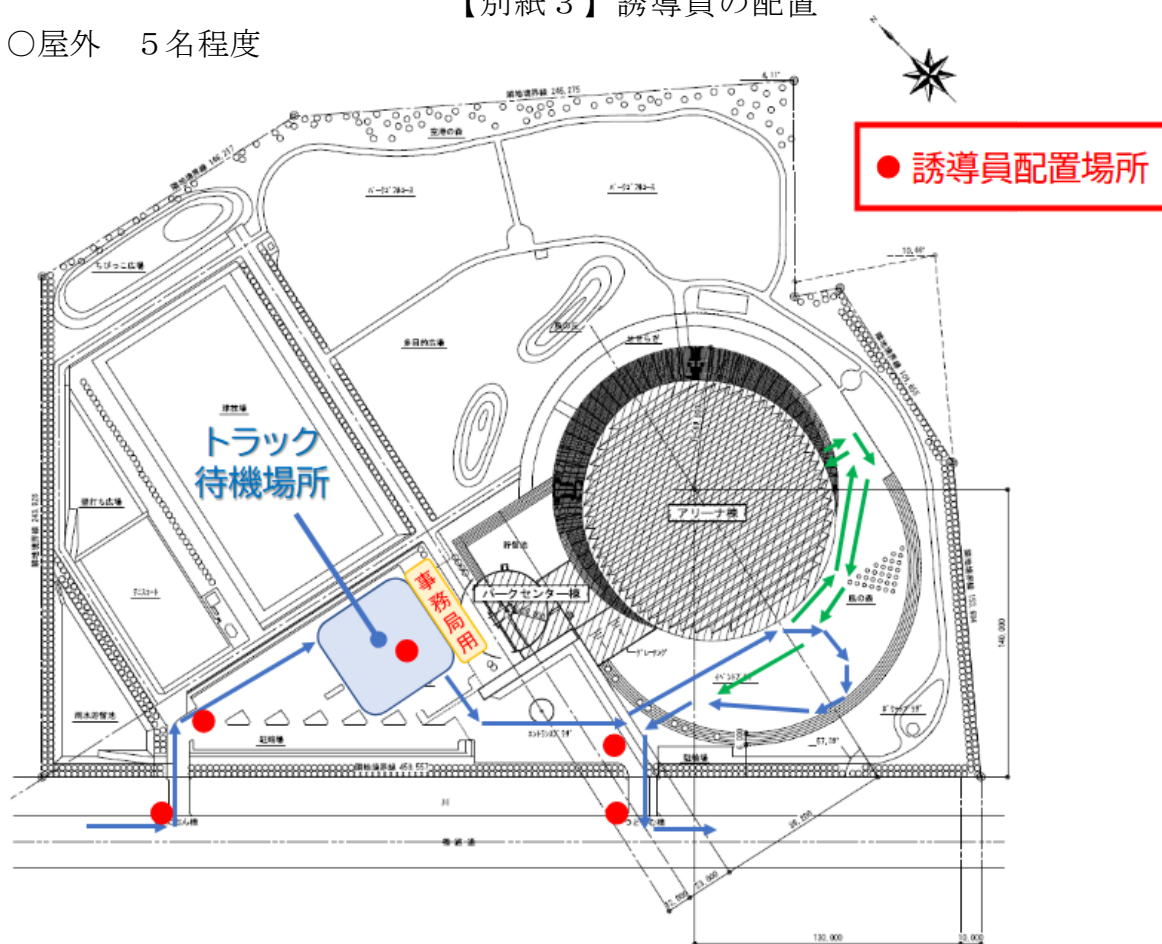
【別紙 2】

札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム つどーむにて使用可能な資機材

品目	数量
電動フォークリフト	2 台
P P 板 (90cm×180cm)	1, 100枚
ターポリンシート (4m×20m)	140枚

【別紙3】誘導員の配置

○屋外 5名程度



○屋内 2名程度 ※3か所のうち、1か所は、市職員等が対応する予定
(車両の動線はイメージのため、実際とは異なる)

